

第6回 安来市農業委員会議事録

平成29年12月21日 午後2時30分 第6回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1 番	北中 宏一君	2 番	武上 隆雄君	3 番	杉原 建君	4 番	木戸 芳己君
5 番	仲佐 久子君	6 番	北川 正幸君	7 番	安松 智君	8 番	藤原 明紀君
9 番	増田 和夫君	10 番	板垣 裕志君	11 番	新田 里恵君	12 番	塩見 秀雄君
13 番	板金 悟君	14 番	渡邊 克実君	15 番	佐々木吉茂君	16 番	岡田 一夫君
17 番	吉村 正君	18 番	齋藤 哲君	19 番	渡辺 和則君		

2. 欠席委員

なし

3. 出席事務局

竹内 章二君 堀江 雄二君 兒玉 尚子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 12月21日 1日
日程第 3	議第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5	報第15号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 6	議第19号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について
日程第 7	議第20号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	報第16号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第 9	報第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第10	報第18号 農地法第18条の規定による通知について
日程第11	報第19号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について
日程第12	報第20号 2a未満農地の転用の届出について

5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第6回安来市農業委員会を始めさせていただきますと思います。
それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。
初めに、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、第6回安来市農業委員会の会議を開催します。

議 長：岡田 一夫君
欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君
ありません。

議 長：岡田 一夫君
日程第 1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第 13 条により 13 番 板金委員、14 番 渡邊委員を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君
日程第 2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日 1 日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日 1 日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君
日程第 3 議第 17 号 第 3 条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

2 ページをご覧ください。議第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第 10 条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。

続いて 3 ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第 3 条の許可申請は、4 件で、全て「所有権移転」に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1 番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第 3 条第 2 項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は約 50m、農機具は、田植機 1 台、コンバイン 1 台、トラクター 2 台、ショベルローダ 1 台、家畜牛 3 頭を所有しています。労働力は本人及び家族 2 名の 3 名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10a あたり 100,213 円です。

2 番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第 3 条第 2 項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は約 5m、農機具は、田植機 1 台、コンバイン 1 台、トラクター 1 台、乾燥機 1 台を所有しています。労働力は本人及び家族 3 名の 4 名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10a あたり 673,401 円です。

3 番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第 3 条第 2 項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約 300m、農機具は、トラクター 1 台を所有しています。田植え機とコンバインは借上げしているとのこと。労働力は本人の 1 名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10a あたり 400,000 円です。

4 番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第 3 条第 2 項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は約 100m、農機具は、田植機 1 台、トラクター 1 台、乾燥機 1 台、もみすり機 1 台を所有して

います。労働力は本人の1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり250,000円です。以上です。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番の案件について 8番 藤原委員、2番の案件について 2番 武上委員、3番の案件について 1番 北中委員、4番の案件について 11番 新田委員 説明をお願いします。

8番 藤原 明紀君

8番 藤原でございます。1番案件の場所の説明を行います。白鳥ロードを西の方へ向かいますと、飯梨川を渡りまして、県道広瀬荒島線との交差点、コンビニのある交差点がございます。その交差点を右折し、約700m荒島方面へ向かい、西中津集会所の交差点を左折、そして道なりに約500m進んだところの左側が今回の案件の場所でございます。ここの農地は今回の譲受人が2～3年借りて耕作しておられた土地でございまして、今回の権利移動に関して、周りの農地に悪影響を与えることはないと思いますのでよろしくお願い致します。

2番 武上 隆雄君

2番 武上でございます。まず場所でございますが、JA利弘カントリーから県道米子広瀬線を広瀬方面へ2km走りますと実松口というバス停がございます。そのバス停から50mほど広瀬方面に行ったところから右折し、約40m入ります。さらに右折し北側に約80m行ったところの西側に今回の申請場所があります。譲受人はずっと意欲的に農業をされておられます。今回の申請土地は譲受人の隣の土地になります。畑ということになっておりますが、現在は耕作されておらず、草がたくさん生えているような状態です。これを譲受人がきちんと管理されるということでございます。この方が耕作されることによって環境が良くなっていくのではないかと考えております。また、周辺農家に迷惑をかけるということはありませんので心配ないと思っております。以上でございます。よろしくお願い致します。

1番 北中 宏一君

1番 北中です。番号3の案件について説明いたします。まず申請場所の説明をいたします。安田小学校前の県道米子広瀬線の安田交流センター前のバス停を東に約50m行き、右折して約200m進み、つきあたりの三叉路を左折します。その後100mほど進んだ左側が申請地です。譲受人は現在6642.07㎡を意欲的に耕作しておられます。申請土地は譲受人が耕作している農地と隣接しており、周辺農地への影響はないと考えます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

11番 新田 里恵君

11番 新田です。4番案件の場所の説明をいたします。折坂町のコンビニ交差点から県道布部安来線を吉田方面に約2km行き、柿谷バス停より右折、約300m行ったところの左側の農地です。この農地は譲受人が借りて作っておられたところで、相手方の要望で所有権移転される農地で、周りに影響を与えることはないと思いますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

続きまして、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

続きまして、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

続きまして、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第4 議第18号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

4ページをご覧ください。議第18号 農地法第5条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。5ページに案件の内容、6ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関係する特定土地改良事業とは、島根県が昭和44年度から平成10年度に施行した「飯梨川沿岸地区県営かんがい排水事業」のことです。転用目的は、駐車場及び物置場で、権利の設定は所有権の移転です。申請者は、自宅にて陶芸教室を主催していますが、駐車スペースがなく、参加者は路上駐車をするしかない状況

にあります。また陶芸に必要な天日干しのための用地も不足していました。事業の性質上、できるだけ現在の住宅に近い場所にこれらを確保する必要があり、申請地以外の適地を探しましたが見つからず困っていたところ、譲渡人の了解を得られたため、当該地を申請することにしました。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、350,000円です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 8番 藤原委員、お願いします。

8番 藤原 明紀君

8番 藤原でございます。5条1番案件の場所の説明をさせていただきます。6ページの位置図をご覧ください。地図の中央部分上から下に斜めに通っているのが県道広瀬荒島線でございます。白鳥ロードを西の方へ向かっていただき、県道広瀬荒島線との交差点を左折し広瀬方面に約1.4km行ったところの右側が申請地でございます。

議長：岡田 一夫君

次に現地調査1班の調査報告を1番 北中委員お願いします。

1番 北中 宏一君

1番 北中です。今月の調査班は1班で昨日午後1時半より、板垣班長、武上委員、板金委員、吉村委員、齋藤委員、私の6名と事務局より竹内事務局長、堀江係長にご同行いただき、現地で藤原委員の説明を受け調査いたしました。申請者は申請場所南側隣接地に自宅があり、陶芸教室を開いております。申請場所は安来市飯梨町字細田500番3、地目は田で面積は427㎡です。ここに作陶のための天日干し用の棚設置と普通乗用車10台分の駐車スペースを設ける計画となっております。周囲はL字型コンクリート擁壁を設置し、県道の高さまで盛地をして整地します。雨水は申請地東側の県道沿いに側溝を設置し、既存の側溝に接続して排水します。農地転用事業計画書、土地の登記事項証明書、位置図、公図、土地利用計画図などの書類も整っており、調査班としましては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第5 報第15号 農地法第5条の規程による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

7ページをご覧ください。報第15号 農地法第5条の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。8ページに案件の内容、9ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、2件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番、2番は、譲受人が同じ案件ですので、合わせて説明させていただきます。1番、2番は、ともに転用目的は店舗及び駐車場で、権利の種類は、賃借権の設定です。以上です。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。1番、2番の案件について 地元委員 4番 木戸委員 申請場所の説明を求めます。

4番 木戸 芳己君

4番 木戸です。9ページをご覧ください。県道安来木次線の伯太川の東側をまっすぐ行くと伯太、西の方へ行くと広瀬に行く分岐点の城谷橋から約100m広瀬方面に行ったところに、今は取り壊されましたが届出者の店舗がありました。今回新たに届出地に店舗を構えるということでございます。安来町字八幡394番1、398番は隣接しております。420番1は少し離れていますが、これも駐車場としての届出が出ております。以上です。よろしくお願いします。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第6 議第19号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

10ページをご覧ください。議第19号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので、これに対する審議を求めるものです。安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定については、別紙資料1ということでお手元にお配りしておりますのでご覧ください。市から意見を求められたのは、除外9件で、うち安来地域3件、伯太地域2件、広瀬地域4件です。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：伊藤 豪一君

農振法関係の担当をしております、農林振興課の伊藤です。よろしくお願いします。

それでは、今回の農用地区域から除外及び編入の申出内容についてご説明いたします。資料の1ページに今回の変更の全体面積を掲載しております。除外は、公用公共用施設用地12㎡、一般住宅456㎡、農家住宅1,513㎡、植林1,684㎡、その他561㎡、合計4,226㎡の9件、編入は、1,305㎡の1件、全10件の計画となっております。除外のうち、公用公共用施設用地 これは全て携帯電話基地局になりますが、これを除いた案件が4,214㎡の7件です。該当地の土地調書は5から7ページ、広域の位置図は8ページです。

それでは整理番号1、清井町の農家住宅、面積1,513㎡の案件ですが、位置図を9ページ、切図、土地利用計画図を10ページに掲載しております。まず、本日お配りしましたカラー刷りの資料をご覧ください。これは、29年度から34年度を予定に行われる宇賀荘第三地区の基盤整備事業で創出される非農用地区域において、今後営農施設、農産物加工直売施設、農家住宅を一体的に整備されるイメージ図で、

農林水産省のホームページに掲載されています。この計画実施に向け、今年度から国の農山漁村振興交付金事業のモデル地区として、地元の「宇賀荘ひがし地区定住促進協議会」が実施主体となり、地域資源を活用した取り組みが始まっています。こういった中で農家住宅整備には、安来市が平成28年度から実施しています新規就農者支援策の「就農定住パッケージ事業」と連携し、平成30年度を皮切りに平成33年度までに6棟建築し、新たな人材確保をすすめるものです。今回の農振除外は、非農用地区域予定地の整備施設の中で農家住宅を先行実施することから該当する農地に限って申請があったものです。集団化、農作業の効率化への影響については、ほ場整備事業完了後非農用地となる区域の一面で、道路に面した圃区の端部に位置する農地であって、影響は軽微と考えます。また、このケースのように筆単位でなく部分的に利用した除外申請がありますが、これは農地を将来わたり維持保全する観点から、農地以外への利用は最小限にとどめる必要があるため、目的外の部分を除いた転用計画で申請を受付けています。それから、除外申請時点で分筆登記を求めているではありません。これは、市が関係書類を揃えて申請を受理したからといって、除外を確約したものでなく、農業委員会他農協、森林組合、土地改良区との協議、県知事事前協議、縦覧公告の法定期間を経て約半年後手続完了となるためです。先般の農地対策委員会の皆さんとの現地確認で質問がありましたので、説明に加えていただきます。

続いて整理番号2、切川町の進入路、面積150㎡の案件ですが、位置図を11ページ、切図、土地利用計画図を12ページに掲載しております。集落内の公道の道幅が大変狭く、曲がり角では切り返しを要し、これまで何度となく接触事故により損害があった。また来客者は遠方に駐車し徒歩で訪問しており、日常的に自動車運転への精神的負担を抱えています。この問題解決に進入路を整備するものですが、付近の公道から自宅に接続し利用できる唯一の土地が申出地でした。住宅密集地に隣接する農地であって、圃区の端部に位置しており、集団化、農作業の効率化等への支障は軽微と考えます。

続いて整理番号3、折坂町の一般住宅、面積456㎡の案件ですが、位置図を13ページ、切図、土地利用計画図を14ページに掲載しております。現在市外の借家に夫婦、子供2人と住んでいるが、子どもの成長に伴い手狭になり、家を新築することにしました。将来両親の面倒をみるためや農業をするために、実家近くで土地を探しましたが、適当な宅地や雑種地がなく、やむを得ず農用地を求めざるを得なかったということです。申出地は、宇賀荘第2工区基盤整備事業の区域内であったが、対象外の残地であって、道路、水路に囲まれ孤立した農地であり、集団化、農作業の効率化等への支障はないと考えております。

続いて整理番号4と5、位置図と切図、土地利用計画図が15ページから18ページにありますのは伯太町井尻の携帯電話基地局です。2案件とも電気通信事業法に基づく認定電気通信事業者が設置する通信のための無線基地局設置であり、電波状況やそのカバーエリアを勘案すると、申出地以外に代替すべき土地はありません。

続いて整理番号6、広瀬町布部の駐車場、進入路、面積207㎡の案件ですが、位置図を19ページ、切図、土地利用計画図を20ページに掲載しております。借地である自宅敷地267.64㎡の住宅に現在居住していますが駐車場がなく、やむなく道路脇や来客時には他の所有者の隣地に駐車する場合もあり、場所確保を急いでいます。申請目的から自宅近くで土地選定をしたところ、土地所有者の同意を得られたのがこの農地しかありませんでした。宅地、道路に囲まれ、県道東比田布部線の敷設により歪な形状となった残地であり、集団化、農作業の効率化等への支障はないと考えます。

続いて整理番号7、広瀬町布部の進入路及び回転場、面積45㎡の案件ですが、位置図を21ページ、切図、土地利用計画図を22ページに掲載しております。日常的に車庫からの自家用車の出入りには、自宅敷地が狭いため切り返しを要し、また米の出荷時期に訪れる集荷トラックも既存進入路では切り返しが出来ず、作業場に横付けできないため米袋の運び出しに大変苦慮しています。進入路の西側には車庫、電柱があるため拉幅が出来ず、利用できるのは東側の農地以外にありません。宅地、道路に3方囲まれた住宅の間に介在した農地であり、集団化、農作業の効率化等への支障は軽微と考えております。

続いて整理番号8、広瀬町下山佐の駐車場及び回転場、面積159㎡の案件です。位置図を23ページ、切図、土地利用計画図を24ページに掲載しております。3台所有する自家用車の保管場所がなく、駐車場所に不適切な自宅敷地の合併浄化槽の上や軒下にかかる庭の一部に駐車しており、新たに駐車場を求めるものです。利用目的上自宅から約50m先の県道安来木次線を横断しない自宅付近の土地で探しましたが、周辺で利用できるのは農地しかなく、やむを得ず申請地を利用するものであります。山林、宅地、

道路に囲まれた孤立した農地であり、集団化、農作業の効率化等への支障はないと考えます。

続いて整理番号9、広瀬町石原の植林、面積1,684㎡の案件です。位置図を25ページ、切図、土地利用計画図を26ページに掲載しております。南北に山林、西側に砂防ダムのある谷部の農地で水稻栽培を行っているが、継続的な猪被害、排水不良、危険性のある傾斜地の除草作業等の諸問題を抱えています。また高齢となり農業の継続も困難になってきた上後継者も見込めないため、このまま農地を荒廃させるより植林し周辺山林を含めて治山する計画であります。山林、河川、堤に接する農地であり、集団化、農作業の効率化等への支障は軽微と考えております。

最後に整理番号10、広瀬町西谷の編入案件で、位置図は27ページ、切図は28ページに掲載しております。農地中間管理事業を活用し、将来にわたって農地利用していくものです。

以上、9件の農振除外案件と1件の編入案件について説明させていただきました。ご審議のほど宜しくお願いします。

議長：岡田 一夫君

この案件につきましては、事前に農地対策委員会を開催し、現地調査をしておりますので、13番板金農地対策委員長の報告をお願いします。

13番 板金 悟君

13番 板金です。このことについては今期より農地対策委員会で担当することとなりました。12月13日午後1時より、農業振興地域整備計画の変更についてということで、農地対策委員の岡田会長、渡辺代理、齋藤委員、吉村委員、木戸委員、杉原委員、北中委員と私を含む8名の委員と、事務局から堀江係長が出席し、農林振興課の伊藤係長より現地確認をしながら変更理由の説明を受けました。その後の会議において検討を行った結果、委員会としては申請された除外9件、編入1件については許可相当であるとの結論となりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長：岡田 一夫君

だいたい、説明並びに報告がありました。質問のある方はご発言をお願いします。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。最初の案件の農業競争力強化基盤整備事業に係る就農定住特定事業、33年度まで6棟の住宅を建築するということですが、この整備事業に絡んで6棟に住まわれるUIターン者、新規就農者を見込んでいるのか、あるいは安来市全体での受け入れという捉え方なのか、お聞かせいただきたいと思います。

農林振興課 伊藤 豪一君

就農定住特定事業の趣旨としましては、就農された方が入居されるという、それと合わせて宇賀荘地区で今後、法人が立ち上がるようでございますが、その中でこれも含めて検討しておられますので、宇賀荘地区第3工区内で就農され、一緒に農業していられる方を見込んだ住宅ということで考えておられるようです。

17番 吉村 正君

ということは、34年までの事業の中で6戸あるいは6人をこの工区で順次受け入れて、新規就農に向けて育てられるというそういう事業であるという前提ですか。

農林振興課 伊藤 豪一君

その前段としては今、安来市で行っている研修制度を活用して基礎的な部分は学んでいただいて、この就農・定住パッケージ事業の対象者は配布した資料の右下にも書いてありますが、安来市の新規就農研修生として研修していただいて就農される方、あと認定新規就農者となっておりますが、基本的には安来市の

新規就農研修を就農された方というのが対象となっておりまして、研修を受けられて就農先として宇賀荘に来られる方には入っていただくという形になります。

17番 吉村 正君

こういう事業は初めてですので、今後定住的な話になってくると今回のことが一つのモデルになるので、参考にさせてもらいたいと思います。新規就農というのはそれぞれ研修を受けられるとき、定住事業と併せて、今までの実績もあると思うのですが、集中して6人も入れられるのかなと単純に思ったからです。

裏を返すとこの安来市の中で新規就農の為にやっていただきたい地域も他にあるのではないかということから、このパッケージ事業の趣旨と整備事業との関連を聞きたいと思い質問させていただきました。専門外だったかもしれませんが、分かる範囲で説明していただきありがとうございました。

議長：岡田 一夫君

よろしいでしょうか。

17番 吉村 正君

はい。

議長：岡田 一夫君

他に質疑はありませんか。

議長：岡田 一夫君

他に質疑がないようですので、ここで、意見を取りまとめたいと思います。事務局から意見について提案願います。

事務局：竹内 章二君

さきほど板金委員長より報告がありました。特別委員会としては同意ということでありましたので、農業委員会の意見としては、都市計画法等の関係法令を遵守し、整合性を図ることの意見を付したほうが適当ではないかと考えます。よろしくお願いします。

議長：岡田 一夫君

ただいま、事務局から提案がありました。他に何かご意見はありませんか。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので、この案件については、事務局から提案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については、意見を付して市長に報告することにいたします。

議長：岡田 一夫君

日程第7 議第20号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。議事の前に安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、1番 北中委員 19番 渡辺委員 3番 杉原委員 の退席を求めます。

事務局：堀江 雄二君

12ページをご覧ください。議第20号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求め

るものです。農用地利用集積計画の決定については、別紙資料2ということでお手元にお配りしておりますのでご覧ください。計画要請につきましては、別紙資料2の1ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が228件、277, 507㎡、使用貸借が46件、43, 325㎡、全体で274件、総面積が320, 832㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：種田 容子君

失礼します。詳細について説明いたします。詳細は2ページからです。今月の利用集積計画は番号1番から60番、73番から84番、89番から93番はいわゆる利用権設定の申請でございます。そして、先ほど以外61番から72番、85番から88番は農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、1番 北中委員 19番 渡辺委員 3番 杉原委員 の退席を解除します。

議長：岡田 一夫君

日程第8 報第16号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

14ページをご覧ください。報第16号 農用地利用配分計画の認可の公告について このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。農用地利用配分計画の認可の公告について別紙資料3ということでお手元にお配りしておりますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地783筆が、このたび、個人及び法人に使用貸借及び賃貸借設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は平成29年11月7日及び10日となっております。以上です。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第9 報第17号 農地法第3条の3第1項の規程による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

16ページをご覧ください。報第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。17ページから19ページに届出内容を書載していますのでご覧下さい。今月の届出については、

3件で、全て相続です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第10 報第18号 農地法第18条の規程による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

20ページをご覧ください。報第18号 農地法第18条の規定による通知について このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。21ページから22ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、11件で、すべて農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第11 報第19号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

23ページをご覧ください。報第19号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。24ページをご覧ください。今月の届出は1件で、全てKDDI携帯電話無線基地局の増設です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第12 報第20号 2a未満農地転用届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

25ページをご覧ください。報第20号 2a未満農地の転用の届出について このことについて、別紙のとおり届出がありましたので報告するものです。26ページをご覧ください。今月の2a未満農地転用届出は2件で、すべて農業用道路に転用です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第6回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後3時35分)